短期給付からのお知らせ

休業したときの給付

傷病手当金（病気やケガで休んだとき）

組合員が公務によらない病気やケガのため勤務を休んだときは、給料等（報酬）の支給状況により、その勤務ができなくなった日から起算して4日目から傷病手当金を支給します。

◎支給要件

傷病手当金の該当になるには、次のすべての条件に該当したときです。

① 公務上あるいは通勤途中の事故や災害によるものでないこと。
② 病気あるいはケガによる療養であること。
③ 療養のために勤務を休んでいること。
④ 勤務ができなくなった日から起算して、引き続き3日を経過していること。
⑤ 報酬日額より、傷病手当金の支給日額が上回っていること。

◎支給期間

傷病手当金の支給期間は、支給開始から1年６ヵ月です。

※１年以上組合員であり、傷病手当金を受給中に退職した場合で、退職後も療養が必要な場合は引き続き支給されます。

※１年以上組合員であり、報酬が出ていたことにより傷病手当金が支給されなかった方が退職した場合で、退職後も療養が必要な場合は、退職後から支給されます。

◎支給金額

支給要件に該当した場合は、１日につき標準報酬の日額×２／３の額が支給されます。

※報酬が支払われているときは、傷病手当金の支給日額と当該報酬日額との差額を支給します。

※傷病手当金と同一事由の病気やケガによる障害厚生年金、障害基礎年金、障害手当金または老齢厚生年金等を受けるときは、傷病手当金の支給日額と当該年金日額との差額を支給します。

出産手当金（出産のために休んだとき）

組合員が出産のため勤務を休んだときは、給料等（報酬）の支給状況により、出産手当金を支給します。妊娠４ヵ月以上の出産が対象になります。

◎支給要件

出産手当金の該当になるには、次のすべての条件に該当したときです。

① 出産のために勤務を休んでいること。
② 報酬日額より、出産手当金の支給日額が上回っていること。

◎支給期間

出産手当金の支給期間は、出産の日以前42日（出産予定日後に出産した場合は、出産の予定日。多胎妊娠の場合98日）から出産の日後56日までです。

※１年以上組合員であり、出産手当金の支給期間内に退職した場合は、退職後の支給期間について引き続き支給されます。

◎支給金額

支給要件に該当した場合は、１日につき標準報酬の日額×２／３の額が支給されます。

※報酬が支払われているときは、出産手当金の支給日額と当該報酬日額との差額を支給します。

育児休業手当金（育児のために休んだとき）

組合員が3歳に満たない子を養育するために育児休業を取得したときは、給料等（報酬）の支給状況により、育児休業手当金を支給します。

◎支給要件

育児休業手当金の該当になるには、次のすべての条件に該当したときです。

① 育児休業を取得していること。

② 報酬日額より、育児休業手当金の支給日額が上回っていること。

◎支給期間

⑴ 組合員が育児休業を取得した場合

子が1歳に達するまでの間が支給対象です。

※特例に該当する場合は、「1歳6ヵ月までの間」となります。

⑵ 組合員・配偶者ともに育児休業を取得した場合（パパ・ママ育休プラス制度）

子が1歳2ヵ月に達するまでの間で、最長1年間が支給対象です。

（組合員が母親の場合、産後休暇の期間も含みます。）

※支給期間の詳細につきましては、保険課までお問い合わせください。

◎支給金額

⑴ 育児休業開始から180日に達するまでの期間

支給要件に該当した場合は、1日につき標準報酬の日額×67／100の額が支給されます。

⑵ 育児休業開始から181日以降の期間

支給要件に該当した場合は、1日につき標準報酬の日額×50／100の額が支給されます。

※支給金額は、雇用保険法に準じた「給付日額の上限」があります。

介護休業手当金（介護のために休んだとき）

組合員が要介護状態にある家族の介護を行うため、介護休業を取得したときは、給料等（報酬）の支給状況により、介護休業手当金を支給します。

◎支給要件

介護休業手当金の該当になるには、次のすべての条件に該当したときです。

① 下に掲げる家族の介護を行うために介護休業を1日単位で取得していること。

② 報酬日額より、介護休業手当金の支給日額が上回っていること。

家族の範囲

ア 配偶者（内縁関係にあるものを含む。）・父母・子・配偶者の父母・祖父母・孫・兄弟姉妹

イ 組合員と同居している　父母の配偶者・配偶者の父母の配偶者・子の配偶者・配偶者の子

◎支給期間

ひとつの介護につき、介護休業の日数を通算して66日を超えない期間

※平成29年1月1日から、通算3ヵ月以内であれば3回を上限として介護休業を分割して取得できるようになりました。

◎支給金額

支給要件に該当した場合は、1日につき標準報酬の日額×67／100の額が支給されます。

※支給金額は、雇用保険法に準じた「給付日額の上限」があります。

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、1日につき標準報酬の日額×40／100が支給されます。

休　業　手　当　金（家族の病気などで休んだとき）

◎支給要件及び支給期間

組合員が次の支給要件に該当し、欠勤したときは、給料等（報酬）の支給状況により休業手当金を支給します。

※報酬日額より、休業手当金の支給日額が上回っている場合に支給されます。

支　給　要　件	支　給　期　間
①　被扶養者の病気やケガ	全　期　間
②　配偶者（被扶養者でない配偶者及び内縁関係にあるものを含む。）の出産	14日
③　組合員の公務によらない不慮の災害または被扶養者の不慮の災害	5日
④　組合員の結婚、配偶者（被扶養者でない配偶者及び内縁関係にあるものを含む。）の死亡または被扶養者の結婚や葬祭	7日
⑤　被扶養者でない配偶者（内縁関係にあるものを含む。）、子または父母（同居の配偶者の父母等を含む。）の傷病	所属所長が 必要と認めた期間

◎支給金額

支給要件に該当した場合は、1日につき標準報酬の日額×50 ／ 100の額が支給されます。

請求の時効

短期給付は、給付事由が生じた日の翌日から起算して2年間共済組合へ請求行為を行わないときには、その給付を受ける権利が時効により消滅しますので、請求の際にはお早めに手続きをしてください。

休業したときの給付の支給要件は、このほかにも詳しく定められておりますので、請求の際にはお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先　保険課　☎048-822-3306